

油濁損害賠償保障法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 題名

政令の題名を「船舶油濁損害賠償保障法施行令」とすること。

第二 保険者等

一般船舶油濁損害賠償等保障契約において一般船舶所有者等の損害をてん補し、又は賠償の義務の履行及び費用の支払を担保する者の範囲を定めることとする。 (第三条関係)

第三 附則

一 施行期日は、油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年三月一日）とすること等とすること。

二 その他関係政令の規定の整備を行うこととすること。